意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制	携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規
度・規制等	制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。
によってI	
CT利活用	また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、
が阻害され	各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認め
ている事	ず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタ
例・状況	リングの実質完全義務化を推し進めようとしている。一地方自治体による
	国政を無視した動きは問題である。
	多くの反対をされながらも、面子とプライドと利権の確保を最優先する一
	部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規
	制は、誰にも利益はもたらされず、肝心の青少年の健全な育成とはかけ離
	れたものであり、速やかに法律の廃止を求める。
0 10 71	
3. I C T 利	青少年ネット規制法(正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネッ
活用を阻害	トを利用できる環境の整備等に関する法律」)
する制度・	各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討(東京都の条例の正式名称
規制等の根	は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」)
拠	キルケン 1 担地ときはよっ
4. I C T 利	・青少年ネット規制法を廃止する。
活用を阻害	東京初さけにより十て地土自治体におけて実小ケ児藩師へ本卍を関っま。
する制度・	・東京都をはじめとする地方自治体における青少年保護健全育成条例の改
規制等の見	正に対し、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自
直しの方向	治体に迅速に是正命令を出す。
性について	
の提案	